

Press Release

各 位

三 菱 U F J 国 際 投 信 株 式 会 社
 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『eMAXIS Slim 国内株式(日経平均)』募集・設定について

この度、三菱UFJ国際投信は『eMAXIS Slim 国内株式(日経平均)』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

eMAXIS Slim 国内株式(日経平均)

追加型投信／国内／株式／インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類 | | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|---------|--------|------|--------|-----------|----------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象インデックス |
| 追加型 | 国内 | 株式 | インデックス型 | その他資産 | 年1回 | 日本 | ファミリーファンド | 日経225 |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 一般)です。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

eMAXIS Slim

イーマクシス スリム

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の株式市場(日経平均株価)の値動きに連動する投資成果をめざします。

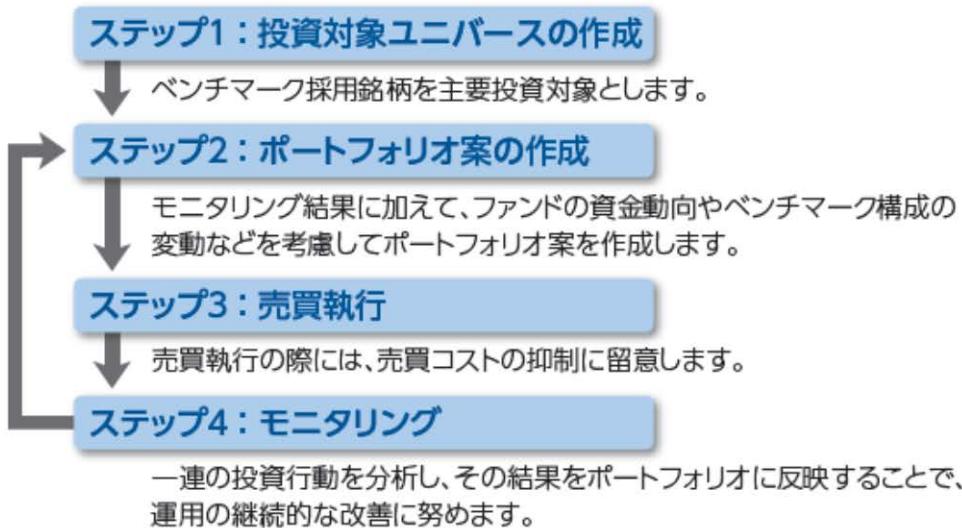
ファンドの特色



日経平均株価(日経225)と連動する投資成果をめざして運用を行います。

- 日経平均株価(日経225)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。
- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

<運用プロセスのイメージ>



- !! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。



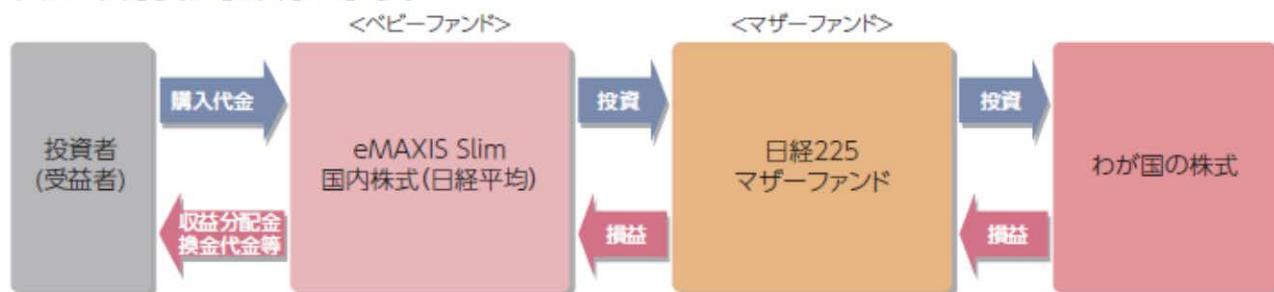
主として対象インデックスに採用されているわが国の株式に投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

※実際の運用は日経225マザーファンドを通じて行います。

■ファンドの仕組み

運用は主に日経225マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

| | |
|--------|---|
| 株式 | 株式への実質投資割合に制限を設けません。 |
| デリバティブ | デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 |

■分配方針

- 年1回の決算時(4月25日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2018年4月25日です。)

☞ 日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。日経225に関する知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経225の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。「日経平均株価(日経225)」は、日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」自体および「日経平均株価(日経225)」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価(日経225)」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社に帰属しています。

当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価(日経225)」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

■他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



手続・手数料等

■お申込みメモ

| | | |
|---|-------------------|---|
|  購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 購入価額 | 当初自己設定：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
|  換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額 |
| | 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
|  申込について | 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 |
| | 購入の申込期間 | 当初自己設定：2018年2月2日 継続申込期間：2018年2月2日から2019年1月24日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |
| | 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。 |
|  その他 | 信託期間 | 無期限(2018年2月2日設定) |
| | 線上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・対象インデックスが改廃されたとき ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | 毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2018年4月25日 |
| | 収益分配 | 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| | 信託金の限度額 | 5,000億円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。 |
| | 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。 |



手続・手数料等

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|-------|
| 購入時手数料 | いません。 |
| 信託財産留保額 | いません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|---------|---------|-------|----------------|--|--|--|--|------|---|--|--|--|--|------|-----------------------------------|--|--|--|--|------|---------------------------------|--|--|--|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、年率0.17172%(税抜 年率0.159%)以内をかけた額 1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数／365) ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ファンドの純資産総額に応じて | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 500億円未満の部分 | 0.159% | 0.0695% | 0.0695% | 0.02% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 500億円以上1,000億円未満の部分 | 0.154% | 0.0645% | 0.0695% | 0.02% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,000億円以上の部分 | 0.149% | 0.0595% | 0.0695% | 0.02% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>支払先</td> <td colspan="5">対価として提供する役務の内容</td></tr> <tr> <td>委託会社</td> <td colspan="5">ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td></tr> <tr> <td>販売会社</td> <td colspan="5">交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td></tr> <tr> <td>受託会社</td> <td colspan="5">ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td></tr> </table> | | | | | 支払先 | 対価として提供する役務の内容 | | | | | 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | | | | | 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | | | | | 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 | | | | |
| 支払先 | 対価として提供する役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|------------|--|
| その他の費用・手数料 | 以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |
|------------|--|

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の6ヶ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2017年10月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合せください。
※確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

- 委託会社(ファンドの運用の指図等)
- 受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)
- 販売会社(購入・換金の取扱い等)

三菱UFJ国際投信株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
楽天証券株式会社
株式会社SBI証券(平成30年2月7日より取扱開始)

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成30年1月17日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上